

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	625,565	流 動 負 債	90,520
現 金 及 び 預 金	591,972	買 掛 金	917
売 掛 金	5,096	1年以内返済予定の長期借入金	4,440
製 品	1,898	リ ー ス 債 務	651
仕 掛 品	100	未 払 金	19,481
前 渡 金	5,319	未 払 費 用	12,540
前 払 費 用	7,026	未 払 法 人 税 等	1,662
そ の 他	14,151	前 受 金	50,016
		預 り 金	811
固 定 資 産	70,374	固 定 負 債	94,259
有 形 固 定 資 産	66,044	長 期 借 入 金	70,750
建 物	51,512	資 産 除 去 債 務	19,384
機 械 及 び 装 置	1,922	繰 延 税 金 負 債	4,125
工 具 、 器 具 及 び 備 品	12,300	負 債 合 計	184,780
リ ー ス 資 産	308	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	2,835	株 主 資 本	505,460
特 許 権	1,005	資 本 金	100,000
ソ フ ト ウ ェ ア	1,830	資 本 剰 余 金	1,713,262
投 資 そ の 他 の 資 産	1,494	資 本 準 備 金	575,000
敷 金	1,494	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,138,262
		利 益 剰 余 金	1,307,802
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,307,802
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,307,802
		新 株 予 約 権	5,700
		純 資 産 合 計	511,160
資 産 合 計	695,940	負 債 純 資 産 合 計	695,940

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

当期純損失 295,404 千円

個 別 注 記 表

〔 2021年4月1日から
2022年3月31日まで 〕

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産
・製品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	13年～15年
機械及び装置	10年
工具、器具及び備品	4年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、特許権については3～8年、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金は計上しておりません。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）等は以下のとおりであります。

当社は主として研究試薬の製造・販売を行っており、国内外の代理店を顧客としております。

当社では、主に完成した製品を顧客に納入することを履行義務として識別しており、国内の販売においては原則として顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識し、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売においては、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね3か月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。